平成２３年（フ）第１９１号
長崎県佐世保市須田尾町４番５号　団アパート202
債務者　木下　繁子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１７３４号
名古屋市熱田区千年２丁目29番12号　第２トミエマンション202号
債務者　横山　　貢
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１号
青森県八戸市大字大久保字沢目26番地５　メゾンドフルールＡ
債務者　白山　義則
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
青森県八戸市大字市川町字鮫ノ口２番地５
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市江上町4848番地１　サンレモリハビリ病院、住民票上の住所長崎県佐世保市松山町100番地
債務者　川原太一郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１６６２号
愛知県小牧市大字東田中496番地１　県住６号棟308号
債務者　尾関　徹也
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
熊本市水前寺１丁目13番11号　405号
債務者　林　　邦彦
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６７号
熊本市保田窪３丁目15番７―1303号
債務者　坂梨真由美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６９号
熊本市植木町大和51番地12
債務者　原田　　拡
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８５号
熊本県合志市豊岡2052番地24
債務者　藤井　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３９４号
熊本市楠野町1051番地３
債務者　小森田知恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０４号
熊本県合志市須屋1528番地３
債務者　石坂　寛子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２２号
熊本市城南町宮地1002番地１
債務者　浦中　康一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２６号
熊本市出仲間８丁目５番10号
債務者　阿津坂　純
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６号
山口市朝田339番地７
債務者　江崎　委恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
山口市秋穂二島440番地26、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目31番２―601号　吉祥寺パークロイヤルマンション
債務者　原田　芳紀
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
山口県防府市東三田尻１丁目７番33号
債務者　安永　一之
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
山口県防府市大字植松503番地
債務者　原田　民子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係